平成２３年（フ）第３０号
石川県鹿島郡中能登町東馬場ホ部37番地
債務者　安津　毅弘
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　９―706、従前の住所愛知県豊橋市緑ケ丘２丁目10番地の１　１―308
債務者　松本ゆり子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１８９号
愛知県豊橋市二川町字西向山108番地の１
債務者　彦坂ちえみ
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０６号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２　５―504
債務者　松本　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２１３号
愛知県豊橋市青竹町字八間西９番地
債務者　坪木　宏子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２１７号
愛知県豊川市東曙町23番地
債務者　多和田政則
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７９号
長崎県佐世保市大宮町28番６号　ウイング大宮606
債務者　前田　徹也
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
長崎県佐世保市大宮町28番６号　ウイング大宮606
債務者　前田惠美子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目15番９号、旧住所長崎県佐世保市松瀬町455番地１
債務者　野原由紀子（旧姓廣瀬・元山）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８５２号
東京都町田市本町田3680番地パルナスＧ206
債務者　竹鼻　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１２号
川崎市幸区鹿島田195番地　福岡テラスハウスＣ、前住所川崎市幸区古市場１丁目22番地伊藤荘201
債務者　荒木関淳子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市鹿子前町507番地、前住所長崎県佐世保市新田町415番地５
債務者　鴨川　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
長崎県佐世保市早岐３丁目９番11号
債務者　建野由美子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
長崎県西海市西海町水浦郷580番地
債務者　田中　民子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
長崎県佐世保市大岳台町25番２号　アーバンハイツ201号、旧住所長崎県佐世保市干尽町11番３号　親永ビル305号
債務者　溝口　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係